

別表1

事業内容	交付率
【交付対象事業】	
①電気柵（新設のみ） 【事業要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・単純更新は不可 ※例：過去に本事業にて補助を受けた電気柵が破損したため 同一箇所にて同等機能を有した電気柵を新たに設置する等 ・過去に電気柵の補助を受けた者であっても、新たな箇所に追加で設置する場合は可 ・電源装置一式を併せて購入するものに限る 	80/100 （上限30万円/年度）
②電気柵（機能向上のための更新） 【事業要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に札幌市の事業において設置した電気柵が法定耐用年数（8年）を超え、同一箇所に機能向上を目的とした電気柵を設置する場合に限り交付（単純更新は不可） 例①：3段張り→4段張りへの変更 例②：労働力軽減に向け、毎年の設置が容易なものに更新 （過年度設置のものと比較した資料を提出すること） ・電源装置一式を併せて購入するものに限る 	50/100 （上限10万円/年度）
③その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市長が認めるものに限る（交付と認めるかは都度協議する） ※認められたものは事例として随時表記する 	30/100 （上限10万円/年度）
【交付対象外事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業 ・草刈り機など汎用性が高い器具等 ・消耗品類 ・既存施設等の撤去費および処分費 	